

派遣労働者に適用される最低賃金

みんなチェック！ 最低賃金。

派遣労働者には、派遣先に適用されている最低賃金〔地域別又は特定（産業別）〕が適用されることから、派遣元事業主は、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。また、派遣元事業主は、適用される最低賃金を派遣労働者に周知する義務があります。

派遣元

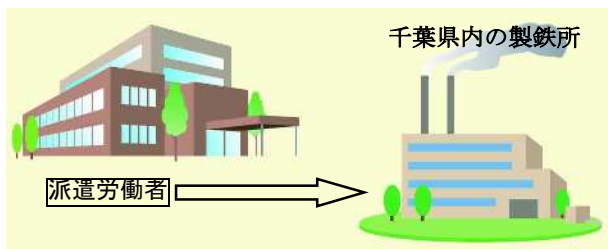
（千葉県）

千葉県最低賃金
（1,140円）適用

派遣先

（千葉県）

千葉県鉄鋼業最低賃金
（1,210円）適用



同一県内であっても、派遣先の鉄鋼業最低賃金（R7. 12. 25～1,210円）が適用されます（金額はすべて時間額）。

派遣元

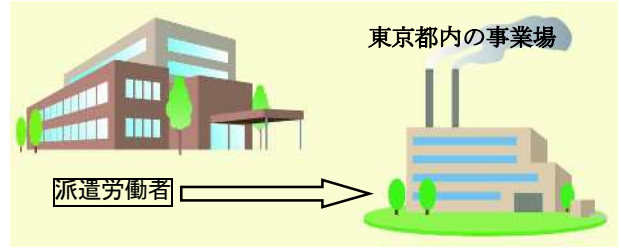
（千葉県）

千葉県最低賃金
（1,140円）適用

派遣先

（東京都）

東京都最低賃金
（1,226円）適用



派遣先の東京都最低賃金（R7. 10. 3～1,226円）が適用されます（金額はすべて時間額）。

- **地域別最低賃金**は、セーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- **特定（産業別）最低賃金**は、都道府県ごとに定められた産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。なお、18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されず、地域別最低賃金が適用されますので、詳細は、派遣先の所轄労働局担当部署又は労働基準監督署へお問い合わせください。

千葉県の最低賃金は下表のとおりです。

最低賃金の名称		時間額（円）	効力発生日
千葉県最低賃金		1,140	令和7. 10. 3
特定（産業別）最低賃金	鉄鋼業	1,210	令和7. 12. 25
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （令和7年10月3日から同年12月24日までの間は千葉県最低賃金が適用）	1,169 （1,140）	令和7. 12. 25 （令和7. 10. 3）
	調味料製造業	千葉県最低賃金1,140円が適用されます。	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業		
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業		
	各種商品小売業		
	自動車（新車）小売業		

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

千葉労働局

検索